

議案第105号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の区域の統合に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表宮川振興事務所の部中

「

高牧区	宮川町高牧の全部
西忍甲区	宮川町西忍の一部
西忍乙区	宮川町西忍の一部
森安区	宮川町森安の全部

」を

「

忍区	宮川町高牧、西忍及び森安の全部
----	-----------------

」に、

「

桑野区	宮川町桑野の全部
杉原区	宮川町杉原の全部
小豆沢区	宮川町小豆沢の全部
巢納谷区	宮川町巢納谷の全部
祢宜ヶ沢上区	宮川町祢宜ヶ沢上の全部

」を

「

北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、巢納谷及び祢宜ヶ沢上の全部
----	----------------------------

」に改める。

附 則


この条例は、令和6年1月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改 正 案		
本則・附則 略 別表（第2条関係）			本則・附則 略 別表（第2条関係）		
所管する事務所名	区名	区域	所管する事務所名	区名	区域
本庁の部 略			本庁の部 略		
河合振興事務所の部 略			河合振興事務所の部 略		
宮川振興事務所	大無雁区～三川原区の項 略		宮川振興事務所	大無雁区～三川原区の項 略	
	高牧区	宮川町高牧の全部		忍区	宮川町高牧、西忍及び森安の全部
	西忍甲区	宮川町西忍の一部			
	西忍乙区	宮川町西忍の一部			
	森安区	宮川町森安の全部			
	打保区～戸谷区の項 略			打保区～戸谷区の項 略	
	桑野区	宮川町桑野の全部		北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、巢納谷及び祢宜ヶ沢上の全部
	杉原区	宮川町杉原の全部			
	小豆沢区	宮川町小豆沢の全部			
	巢納谷区	宮川町巢納谷の全部			
祢宜ヶ沢上区	宮川町祢宜ヶ沢上の全部				
塩屋区～中沢上区の項 略		塩屋区～中沢上区の項 略			
神岡振興事務所の部 略			神岡振興事務所の部 略		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
担当部	宮川振興事務所
提案理由	行政区の区域の統合に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>行政区の合理的な運営を目的として、既存の4つの区（高牧、西忍甲、西忍乙、森安）を統合し「忍区」とすること及び既存の5つの区（桑野、杉原、小豆沢、巢納谷、祢宜ヶ沢上）を統合し「北区」とすることに伴い改正するもの。</p> <p>【背景及び経緯】</p> <p>令和5年10月、関係区長連名により、統合日を令和6年1月1日とし、それぞれ1つの行政区に統合したい旨の申し出あり。</p> <p>世帯数、住民数の減少、高齢世帯や独居世帯が増え、行政区をはじめ各種関係組織の役員の選出が困難となり、類似した組織の統一化を図りたいとする各地区からの申し出に基づき条例改正を行うもの。</p>
市民への影響等	地区の要望に沿った改正を行うため効率的な行政区の運営が可能となる。
施行日	令和6年1月1日
備考	<p>宮川町行政区位置図</p> <p>北区（桑野、杉原、小豆沢、巢納谷、祢宜ヶ沢上）</p>  <p>忍区（高牧、西忍甲、西忍乙、森安）</p> 